

一宮市介護支援専門員研修受講支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）の規定により、介護従事者の確保に関する事業を行う民間事業者等に対し、当該事業の実施に要する経費の一部を予算の範囲内において交付する補助金に関し、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業者は、市内において次に掲げる事業のいずれかを行う事業者であり、県交付要綱に基づき市長が認めた事業者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護に限る。）を行う事業
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
- (3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業
- (4) 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
- (5) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護に限る。）を行う事業
- (6) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
- (7) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を行う事業
- (8) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（一宮市あんしん介護予防事業の実施に関する要綱第4条第1項第1号イ（オ）に規定する短期介護予防サービスを除く。）

(暴力団等の排除)

第3条 補助対象事業者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらと緊密な関係を有する者である場合は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業者が運営する事業所に勤務する職員（第7条の交付申請時においても継続して雇用している者に限る。以下「職員」という。）に係る愛知県内において実施される別表の研修の受講料（以下「受講料」という。）のうち、補助対象事業者が負担する次に掲げるもの（以下「補助対象経費」という。）に限る。

- (1) 補助対象事業者が研修機関に支払った受講料
- (2) 職員が研修機関に支払った受講料に対して、補助対象事業者が職員に支払った補助金等

(補助金の額)

第5条 この補助金の交付額は、県交付要綱の規定に基づき交付される補助金を限度として、前条に規定する補助対象経費から、寄附金等その他の収入額を控除した額に8分の3を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 次条の申請の日の属する年度末までに、職員は別表の研修を修了し、補助対象事業者は受講料の支払いを完了しなければならない。
- (2) 補助対象事業者が職員から受講料の返還を受けた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。
- (3) この補助金と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続等)

第7条 この補助金の交付申請書の様式並びにその他の手続については、規則に定めるほか、次の各号に掲げる書類等（写しによることを妨げない。）を添付しなければならない。

- (1) 一宮市介護支援専門員研修受講支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（別紙1）
- (2) 事業所・施設別申請額一覧（別紙1-2）
- (3) 事業所・施設別個表（別紙2）
- (4) 受講した職員を雇用していることが分かる書類
- (5) 補助対象経費の支払いが確認できる、次に掲げるいずれかの書類
 - ア 第4条第1項第1号に該当する場合は研修機関が発行した領収書等
 - イ 第4条第1項第2号に該当する場合は受領確認書（別紙3）
- (6) 研修機関が発行する修了証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(関係書類の保存)

第8条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月30日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

研修区分	補助基準額
介護支援専門員実務研修	補助対象経費に8分の3を乗じて得た額。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
介護支援専門員専門研修	
介護支援専門員更新研修	
介護支援専門員再研修	
主任介護支援専門員研修	
主任介護支援専門員更新研修	